

プロジェクト 収益認識に関する包括的な会計基準の開発

項目 金融商品に関する会計基準の範囲の検討

本資料の目的

1. 第 76 回専門委員会(2017 年 1 月 17 日開催)及び第 353 回企業会計基準委員会(2017 年 1 月 26 日開催)では、新基準の範囲の文案を議論した。
2. 金融商品に係る取引については、新基準の範囲を見直すべきとの意見が聞かれており、本資料では、金融商品に係る取引に関する新基準の範囲について審議を行うことを目的としている。

第 76 回専門委員会及び第 353 回企業会計基準委員会において提示した分析

3. 第 76 回専門委員会及び第 353 回企業会計基準委員会では、金融商品に係る取引について、以下の分析を提示している。

金融商品に関連する収益としては、金融商品から発生する利息及び配当金、金融商品の消滅の認識時に発生する利益、及び金融商品の取引に付随する金融手数料などがある。

日本基準¹では、利息については利息計算期間に応じて、配当金については特定の時点で収益認識されるが、金融商品の取引に付随する金融手数料については、日本基準に明文規定がない。

金融手数料については、日本基準における実務において、提供する役務の内容によって、実現主義に基づき、金融取引の成立時点や金融取引の契約期間にわたって収益が認識されている。なお、日本基準においては、償却原価法の 1 つの方法である利息法及び実効利子率について記載がある(金融商品会計実務指針第 70 項²)ものの、金融手数料が金利として取り扱われるかということについて明示

¹ 会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」(以下「金融商品会計実務指針」という。)第 94 項、第 95 項、第 105 項等

² 金融商品会計実務指針第 70 項には、以下の記載がある。

「償却原価法は、有価証券利息をその利息期間(受渡日から償還日まで)にわたって期間配分する方法であり、以下の利息法と定額法の二つの方法がある。原則として利息法によるものとするが、継続適用を条件として、簡便法である定額法を採用することができる。

利息法とは、債券のクーポン受取総額と金利調整差額の合計額を債券の帳簿価額に対し一定率(以下「実効利子率」という。)となるように、複利をもって各期の純損益に配分する方法をいい、当該配分額とクーポン計上額(クーポンの現金受取額及びその既経過分の未収計

的な記載はない。

IFRS では、金融サービスに係る手数料については、金融商品の実効金利³の不可分の一部であれば、実効金利法を通じて金利として一定の期間に配分され（すなわち、IFRS 第 15 号の適用対象外となり、IFRS 第 9 号に基づいて会計処理される。）、実効金利の不可分の一部でなければ、IFRS 第 15 号に従い会計処理することとされている。

実効金利の概念については、今後、仮に金融商品会計基準等の改正が行われる場合には論点の一つになると考えられるが、それまでは、すべての金融手数料を、新基準の適用範囲内とすることが考えられる。

4. また、以下の提案を提示している。

金融商品に関連する収益（金融商品から発生する利息及び配当金、金融商品の消滅の認識時に発生する利益など）は、IFRS 第 15 号と同様に、新基準において適用範囲外と明示することが考えられるかどうか。

実効金利の概念については、今後、仮に金融商品会計基準等の改正が行われる場合には論点の一つになると考えられるが、それまでは、すべての金融手数料を、新基準の適用範囲に含めることが考えられるかどうか。

これまでの審議において聞かれた意見

5. これまでの審議において、今後、我が国において、金融商品会計基準等について国際的な整合性を図る取組みへの議論が行われると考えられるが、一定の金融手数料を新基準の適用範囲に含める場合には、新基準とその後の IFRS 第 9 号「金融商品」を考慮した金融商品会計基準等について、二段階で対応を行う負荷が生じる可能性があるため、一定の金融手数料については、新基準の適用範囲に含めないことを検討することがよいとの意見が聞かれている。

上額の増減額の合計額) との差額を帳簿価額に加減する。」

³ IFRS 第 9 号付録 A の用語の定義によると、実効金利は、金融資産又は金融負債の予想存続期間を通じての将来の現金の支払又は受取りの見積りを、金融資産の総額での帳簿価額又は金融負債の償却原価まで正確に割り引く率とされ、実効金利の計算には、契約の当事者間で授受されるすべての手数料及びポイントのうち実効金利の不可分な一部であるもの、取引コスト、及び他のすべてのプレミアム又はディスカウントが含まれるとされている。

また、IFRS 第 9 号 B5. 4. 1 項から B5. 4. 3 項には、金融商品の実効金利の不可分の一部である手数料や、金融商品の実効金利の不可分の一部ではなく IFRS 第 15 号に従って会計処理される手数料の例示等がある。

追加的な検討

(一定の金融手数料を新基準の適用範囲に含めないことについて)

6. IFRS では、金融商品の実効金利の不可分の一部となる金融サービスに係る手数料であれば、IFRS 第 9 号に従い実効金利法を通じて金利として一定の期間に配分され（すなわち、IFRS 第 15 号の適用対象外となる。）、実効金利の不可分の一部でなければ、IFRS 第 15 号に従い会計処理することとされている⁴。
7. これまでの審議において、一定の金融手数料を新基準の適用範囲に含めることは、IFRS 第 9 号を考慮した金融商品会計基準等の改訂が行われる場合、当該手数料の会計処理について、新基準導入時及び金融商品会計基準等の改訂時の二段階で対応を行う負荷が生じる可能性があるという意見が聞かれている。

このような意見を踏まえ、一定の金融手数料を新基準の適用範囲に含めないことを認めることが考えられる。一定の金融手数料を新基準の適用範囲に含めないことは、国際的な整合性の観点からは異なる会計処理となる可能性があるものの、会計処理が異なるのは、新基準と IFRS 第 15 号の差異ではなく、金融商品会計基準と IFRS 第 9 号の差異によるものであると考えられる。

よって、今後、IFRS 第 9 号を考慮した我が国における金融商品会計基準の改訂に向けた検討に着手するか否かの検討を行うことを予定していることに鑑み、会計処理について二段階で対応を行う負荷を軽減するために、一定の金融手数料については、新基準の適用範囲に含めないことが考えられるがどうか。

⁴ IFRS 第 9 号 B5.4.2 項によると、金融商品の実効金利の不可分の一部である手数料には、次のものが含まれるとされている。

- (1) 金融商品の組成又は取得に関して企業が受け取った組成手数料
- (2) ローン・コミットメントが純損益を通じて公正価値で測定する金融負債ではなく、企業が具体的な融資の取決めを行う可能性が高い場合に、企業が貸付金を組成するために受け取ったコミットメント手数料
- (3) 償却原価で測定される金融負債の発行時に支払った組成手数料

また、IFRS 第 9 号 B5.4.3 項によると、金融商品の実効金利の不可分の一部ではなく、IFRS 第 15 号に従って会計処理される手数料には、次のものが含まれるとされている。

- (1) 貸付金の元利金徴収に対して課される手数料
- (2) ローン・コミットメントが純損益を通じて公正価値で測定する金融負債ではなく、具体的な融資の取決めが行われる可能性が低い場合に、貸付金を組成するために受け取ったコミットメント組成手数料
- (3) 融資の取りまとめを行い、融資パッケージのどの部分も自分では保持しない（又は他の参加者と同様のリスクに対して同じ実効金利で一部分を保持する）企業が受け取るローン・シンジケーション手数料

(新基準の適用範囲に含めない金融手数料について)

8. 前項の取扱いとする場合、新基準の適用範囲に含めない金融手数料をどのように定義するかが論点となる。
9. 新基準の適用範囲に含めない金融手数料については、IFRS のように、実効金利の不可分の一部である手数料とすることが考えられるが、現時点においては、実効金利に関する金融商品会計基準等の改訂の方向性が明確とはなっていない。このため、実効金利の不可分の一部となる可能性があると考えられる「金融商品の組成又は取得において受け取る手数料」とすることが考えられるがどうか。

(提案)

10. 「金融商品の組成又は取得において受け取る手数料」を新基準の適用範囲に含めないことを認めることについては、新基準の範囲（なお書き（下線で示している。））及び結論の背景に以下の記載をすることが考えられるがどうか。

(範囲)

1. 本会計基準は、次の(1)から(4)の取引を除き、顧客との契約から生じる収益に関する会計処理及び開示に適用される。(¶5)
 - (1) 企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（以下「企業会計基準第10号」という。）の範囲に含まれる金融商品に係る取引
 - (2) 企業会計基準第13号「リースに関する会計基準」（以下「企業会計基準第13号」という。）の範囲に含まれるリース取引
 - (3) 保険契約
 - (4) 顧客又は潜在的な顧客への販売を容易にするために行われる同業他社との商品又は製品の交換取引（例えば、2つの企業の間で、異なる場所における顧客からの需要を満たすために商品又は製品を交換する契約）

なお、金融商品の組成又は取得において受け取る手数料については、顧客との契約から生じる収益に該当する場合でも、本会計基準を適用しない。

(結論の背景)

2. 金融商品に関する会計基準については、IFRS 第9号「金融商品」を考慮した我が国における会計基準の改訂に向けた検討に着手するか否かの検討を行う予定である。顧客との契約から生じる収益に該当する金融商品の組成又は取得において

受け取る手数料については、金融商品に関する会計基準を改訂する場合には、その会計処理が変わる可能性があるため、本会計基準を適用しないこととしている（第 XX 項参照）。

第 80 回専門委員会（2017 年 4 月 6 日開催）で聞かれた主な意見

- 事務局の提案に賛成する。

ディスカッション・ポイント

金融商品に関する会計基準の範囲に関する事務局の分析及び提案について、ご意見を頂きたい。

以 上